

標 題：

1974年 SOLASの1981年改正の
イナータガス装置の規則について
(日本籍以外の油タンカーに関して)

NK テクニカル インフォメーション

No. 1 2

昭和58年11月25日

関係船主、造船所各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、主題の改正（以下、1981改正という。）は、1981年11月20日、IMO の第45回海上安全委員会で採択されました。

条約の規定によると、1984年3月1日までに定められた数の締約国政府が、改正に反対する旨の通告を行わない限り、1981改正は1984年9月1日に発効する運びになります。

1981改正の内容は、一般的には、発効日以降起工する船舶に適用されますが、第Ⅱ-2章・第62規則の油タンカーのイナータガス装置の規則は同章・第60規則の規定に従って、その発効日以降起工する油タンカーのみならず、その発効日以前に起工された油タンカーにも、その発効日以降、別紙に示す要領で適用される予定です。

従って、該当する油タンカーは、その適用予定期日までに必要な措置を講じなければならないと予測されますので、事前にこの措置をとられるようお勧めします。

なお、本会の各支部・事務所では、上記の措置を講じた油タンカーに対し、御要求によって、検査を行い、鑑定書を発効する業務を取扱っております。

敬 具

1984年9月1日以前起工の油タンカーに関する1981改正の

イナートガス装置規則の適用予定期日

- a) 原油洗浄を行うすべての油タンカー： 1984年9月1日以降
- b) 原油洗浄を行わない油タンカー：
- i) 70,000DWT 以上の原油タンカーおよびプロダクト^{*}キャリア： 1984年9月1日以降
- ii) 70,000DWT 未満 40,000DWT以上の原油タンカーおよびプロダクト^{*}キャリア： 1985年5月1日以降
- iii) 40,000DWT 未満 20,000DWT以上の原油タンカー^{**}： ”
- iv) 40,000DWT 未満 20,000DWT以上のプロダクト^{*}キャリアで
60m³/h 以上の容量のタンク洗浄機を備えるもの： ”

注) *：プロダクトとは、引火点が60℃以下でリード蒸気圧が大気圧以下の石油プロダクト、および同様の火災の危険性を有する液体貨物をいう。

**：40,000DWT 未満 20,000DWT以上の原油タンカーで60m³/h 以上の容量のタンク洗浄機を備えないものについては、イナートガス装置の規則の適用が不合理かつ実行不可能な場合は主管庁は、その適用を免除することがある。

1981改正のイナータガス装置の規則のうち、NK規則のF編第18章の

イナータガス装置の規則に追加されて要求されていると見做される主な項目

参考までに、1981改正の第Ⅱ-2章・第62規則のうち、本会鋼船規則PART F・Chapter 18に規定されているイナータガス装置の要件に追加されて要求される項目の主なものは、以下の通りです。
なお、これらは必ずしも網羅的なものではないので、詳細については、個々の該当船ごとに検討して必要な措置をとるようお勧めします。

以下に示す項番号は1981改正の第Ⅱ-2章・第62規則の該当する項番号です。

ただし、項番号に*を付した項目は、1981年6月1日以前に設置したイナータガス装置には適用する必要はありません。

- 5 燃焼ガス遮断弁をガス密にし、弁座からススを除くための予防措置を講じる。
- 8.2* スクラバーの保守が安全に行えるように、追加のウオーターシールまたは他の有効なガス漏洩防止装置を、燃焼ガス遮断弁とスクラバーの間、又はスクラバーのガス入口に設ける。
- 10.2* デッキウオーターシールおよび逆止弁などの炭化水素ガスの逆流防止装置は貨物タンク区域に配置する。
- 10.3 デッキウオーターシールは2基の独立したポンプから給水可能とする。
- 10.6 デッキウオーターシールの給水管、排水管、通気管およびガス安全区域に導かれている圧力検知管には、真空防止装置付のウォーターループまたは他の承認された装置を設ける。
- 10.7* デッキウオーターシールおよびすべてのウォーターループは、そのシールが貨物タンクの試験圧力に耐えるよう設計する。
- 10.8 デッキウオーターシールの前方に取り付ける逆止弁は、積極的閉鎖装置付であるか、または、そうでない場合は逆止弁の前方に止弁を設ける。
- 10.9* ガス安全区域の最前部に取り付けたガス制御弁と前記の逆止弁との間を、必要なときに、通気できるような措置を講じる。

11.2.1 イナートガス枝管の止弁にはロック機構を設ける。

11.3* イナートガス枝管の止弁を閉鎖した場合でも、各貨物タンクが呼吸できるような装置を設ける。

11.5 外部からイナートガスを供給できるように、イナートガス主管に接手を設ける。

16.3.1 貨物制御室のみならず、航海船橋にも、イナートガス主管内の圧力指示装置を設ける。

16.3.2 貨物制御室のみならず、機関室内にも、送風機吐出側のイナートガスの酸素濃度指示装置を設ける。

18 酸素濃度計および可燃性ガス検知器の零点およびスパンキャリブレーションのための装置を備える。

19.1.4 送風機の故障を表示する可視可聴の警報を設ける。

19.1.9 イナートガス主管内の圧力が高くなったことを表示する可視可聴の警報を設ける。

19.3 スクラバー内の水位が高くなったときおよびイナートガス温度が高温になったときに、送風機が自動的に停止する機構、およびガス制御弁が自動的に閉鎖する機構を設ける。

19.4 送風機が故障したときガス制御弁が自動的に閉鎖する機構を設ける。

19.8* イナートガス主管内の圧力が100mm以下に低下したときに作動する警報に独立して、イナートガス主管内の圧力低下を示す別の可聴警報、または貨物ポンプが自動的に停止する機構を設ける。

21 船上に備えるべき取扱説明書には、イナートガス装置が損傷または故障した場合にとるべき手順に関する指針を含むこと。

以上

11.2.1 イナートガス枝管の止弁にはロック機構を設ける。

11.3* イナートガス枝管の止弁を閉鎖した場合でも、各貨物タンクが呼吸できるような装置を設ける。

11.5 外部からイナートガスを供給できるように、イナートガス主管に接手を設ける。

16.3.1 貨物制御室のみならず、航海船橋にも、イナートガス主管内の圧力指示装置を設ける。

16.3.2 貨物制御室のみならず、機関室内にも、送風機吐出側のイナートガスの酸素濃度指示装置を設ける。

18 酸素濃度計および可燃性ガス検知器の零点およびスパンキャリブレーションのための装置を備える。

19.1.4 送風機の故障を表示する可視可聴の警報を設ける。

19.1.9 イナートガス主管内の圧力が高くなったことを表示する可視可聴の警報を設ける。

19.3 スクラバー内の水位が高くなったときおよびイナートガス温度が高温になったときに、送風機が自動的に停止する機構、およびガス制御弁が自動的に閉鎖する機構を設ける。

19.4 送風機が故障したときガス制御弁が自動的に閉鎖する機構を設ける。

19.8* イナートガス主管内の圧力が 100mm以下に低下したときに作動する警報に独立して、イナートガス主管内の圧力低下を示す別の可聴警報、または貨物ポンプが自動的に停止する機構を設ける。

21 船上に備えるべき取扱説明書には、イナートガス装置が損傷または故障した場合にとるべき手順に関する指針を含むこと。

以 上